

開会の日 令和3年3月12日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田	清 美
副委員長	高 原	邦 子
委員	葛 谷	寛 徳
委員	籠 山	恵美子
委員	前 川	文 博
委員	上ヶ吹	豊 孝
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
教育長	沖 畑	康 子
総務部長	泉 原	利 匡
総務課長	岡 田	浩 和
総務課行政係課長補佐	下 通	剛
財政課長	上 畑	浩 司
財政課財政係課長補佐	佐 藤	博 文
管財課長	砂 田	健太郎
企画部長	岡 部	浩 司
総合政策課長	三 井	大 輔
地域振興課長	田 中	義 也
地域振興課地域振興係長	清 水	則 久
市民福祉部長	藤 井	弘 史
地域包括ケア課長	都 竹	信 也
地域包括ケア課介護保険係長	井 谷	直 裕
地域包括ケア課地域医療係長	白 木	大 輔
市民保健課長	花 岡	知 己
市民保健課保険年金係長	玉 腰	弓 子
市民保健課健康推進係長	後 藤	和 宏
市民保健課健康推進係課長補佐兼主任保健師	清 水	弘 子
教育委員会事務局長	谷 尻	孝 之
スポーツ振興課長	大始良	透
スポーツ振興課スポーツ振興係長	吉 川	慶
消防長	中 畑	和 也
消防本部総務課長	堀 田	丈二郎
宮川振興事務所長	田ノ下	嘉 明
宮川振興事務所地域振興課長	小 林	観 善

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村	賢 一
書記	水 上	時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第5号 飛驒市公契約条例について

議案第6号 飛驒市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第7号 飛驒市積立基金条例の一部を改正する条例について

議案第8号 飛驒市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第9号 飛驒市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について

議案第10号 飛驒市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例について

議案第11号 飛驒市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

議案第13号 飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第14号 飛驒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第15号 飛驒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第16号 飛驒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 飛驒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第18号 飛驒市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

議案第19号 飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第20号 飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第27号 指定管理者の指定について(飛驒市種蔵山里の暮らし体験施設)

議案第28号 指定管理者の指定について(飛驒市河合健康増進施設(ゆっわ〜くはうす))

議案第29号 指定管理者の指定について(飛驒かわいスキー場)

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長 (住田清美)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、第2回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長と呼び、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いいたします。

それでは、はじめに付託案件の審査を行います。

◆1. 付託案件審査

◆議案第5号 飛騨市公契約条例について

●委員長 (住田清美)

はじめに議案第5号、飛騨市公契約条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (住田清美)

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (泉原利匡)

議案第5号についてご説明を申し上げます。7ページの要旨をごらんください。

制定の趣旨及び内容ですが、市が行う公契約が道路や水道等のインフラ整備や除雪業務等の請負者として地域経済の基礎となっている事業者の事業継続性を確保し、その労働者の労働環境と雇用を確保するうえで重要な事項であると捉えまして、市と事業者が一体となって公契約の適正な履行、労働環境の確保等に取り組み、もって地域経済の循環及び活性化を図るため必要な事項を制定するもので、市独自の条例です。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。条例の第3条では基本方針を定めておりまして、若年労働者の確保とか地域経済の健全な維持発展、労働者の労働環境の確保、公契約の適正な履行の確保、公契約の過程、公正性、透明性を確保し、公正な競争を促進すること、暴力団の排除、労働基準法等の法令を遵守することというようなことを掲げております。

第4条では市の責務を定めておりまして、事業者等が適正な利潤を確保できて適正な予定価格を定めること、適正な入札方法を採用し、地域経済の循環活性化に配慮して市内事業者の積極的な活用を図ること、計画的な発注により履行時期の平準化を図ること、労働条件が適正に確保されるよう適正な工期を設定すること、必要がある場合には適正に設計図書等の変更を行うこと、公契約の品質確保のために不正行為の排除を徹底すること、公契約に関する情報を積極的に公表化することというようなこととしております。

第5条につきましては、事業者の責務といたしましてを定めておりまして、労働者等の育成確保、労働環境の改善に努めること、適正な労務費、その他経費の内訳は明らかにした見積もりをもとに入札価格を算出すること、また下請け人と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結すること、市内事業者を活用することを努め、地域経済の循環及び活性化に配慮することとしております。

第10条では労働者からの申し出について定めておりまして、労働者等は公契約に関わる職場の労働環境がこの条例に違反している恐れがある場合には申し出ることができるとしておりまして、市は事業者に対して申し出の内容を確認し、第11条で必要な場合は是正指導をすることというふうにしております。

第13条では事業者からの申し出について定めておりまして、事業者は公契約の内容が公契約条例の規定に違反している恐れがある場合は、市へ申し出ることができることとしておりまして、市は内容を調査し、事業者に報告することとしております。

第15条では公契約に関する制度の適正な運用を図るために講じた措置の状況を公表することとしております。

施行日は、令和3年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（葛谷寛徳）

公契約条例ができることは本当にありがたいことですし、ひとり親方の全建総連の組合が15年ほど前からいろいろ要望されてきた公契約ですが、令和3年度に決断されたということは何か特別なことがあったのかどうかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

実はこの公契約条例は本当はもっと早くやりたいと思っていました。やはり市のさまざまな事業がある中で契約の中で働く方々の権利といいますか労働条件、もちろん価格とか、さまざまな価格面なんかとくにそうなんです、それをしっかり市として守っていく、認めていくということをするべきであるということは早くから思っていました。これちょっと伏線がありまして、私、前職の岐阜県庁職員時代に岐阜県の公契約条例が

制定されているんですが、そのきっかけの部分にちょっとかかわったことがあります、この分野は自治体はしっかりやるべきであるという考えは持っておりました。市長になりましたあとも、今おっしゃたような全建総連等からの要望もありましたし、連合岐阜の飛騨地域協議会からの要望でも毎年行われていて、高山市さんが既に公契約条例をいち早く制定をされていることもありまして、研究をしていたんですが、なかなか実際は事務的に遅れておりました、今年度とはとにかくしっかりと3月までにつくりたいということを担当のほうにも言って、叱咤激励をしておったというようなでございます。今回、市独自の部分も盛り込んで、他にない部分も盛り込んでしっかりと議論できたということで今回この議会のタイミングでご提案をさせていただくことになったということでございます。

○委員（籠山恵美子）

個々には多分これまでの飛騨市にとっても適正予定価格をどうすればいいとか、何かそういうそれなりの条例なり規則なり多分あったと思うんですけども、これがひとつに統一されてまとまった飛騨市独自の条例として完成させたということなんですか。つまり、内容はとてもよくわかりますし、大事なことだと思うんですけど、これまでの経過で言うと、事業者のほうにどちらかと言うとずっと問題があったのか、市のほうの予定価格のほうに問題があったのか。かつては低価格で不調に終わってしまったということのいくつかあったりしましたから、市としての反省点、事業者のほうの反省点、どちらが比重大きいんですかね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

契約に関しましては、国のほうで担い手3法というような法律がございまして、品確法とか建設業法とか入札に関する法律とかあるんですけども、これが平成26年に1回改正になりました、ここでは予定価格の適正の設定とか歩切りの根絶とかダンピング対策というようなことが法的に盛り込まれております。それを受けまして、市のほうとしてもそういうことは取り組んできたわけでございますし、そのあと新たに新担い手3法ということで今の働き方改革やらが盛り込まれたような法律の改正が令和元年にございまして、令和元年の6月に成立したんですね。それではやっぱり工期の適正化とか繰越とか債務負担行為とかなんかをやりながら工期の平準化をはかれというようなことで法律に盛り込まれてきておまして、そういうことで市のほうでは法律に基づいて対応しているわけでございますが、これらのことも含めまして事業者と発注者の役割や労働環境の確保なんかをしっかりと条例に盛り込んでやりたいというようなこと。また地域経済の循環を目指すというようなことで今回やったということで、おっしゃるようなことにつきましては法に基づいてやってきているんですけども、今回条例として市の考え方を示したというようなことでございます。

○委員（高原邦子）

以前、白川副市長だったと思うんですけど、歩切り問題、市はしていないと言ったりして今ちょっと思い出したんですけど、やはり市のほうもいろんな予算上のこととかいろんなころがあってできるだけ低価格というか抑えたいというのはわかるんですが、ちょっと私この全体的に思ったんですけど、市はこれから総合評価制度を取り入れるということなんですか。今までだと価格で低入札はだめですけど、その範囲の中で一番低いところを落札者としていたんですけど、この条例ができますといろんなことを勘案していかなければいけないんですよ。これは総合評価制度に変えていくということなんですか。いかがですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

この条例に伴って総合評価を導入するという事ではないです。総合評価につきましては、一部特定の事業につきまして採用しているということもございますけれども、大部分については現状取り入れておりませんし、一律に今度それに切り替えていくという予定はございません。

○委員（高原邦子）

第5条の4項なんですけど、事業者等は下請負人を選定し、又は資材等を調達するに当たっては、可能な限り市内事業者を活用するように努め、地域経済の循環及び活性化に配慮すること。本当に市内業者を使っていくということは大切だと思うんですけど、今、下請けでもなかなかと市内の業者さんも受けてもらえないような状態もありますし、ましてや資材においてはなかなか飛騨市内で調達というのは私はかなりのパーセンテージで無理ではないかと思うんですね。それをここに入れ込んできたということは、どういふことなのか。それで可能な限りとかというこういう曖昧無垢とした言葉を使っていますけど、これは規則とかそういったところでもっと具体的にされていく予定なのか、そのへんあわせてお伺いしたいと思います。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□管財課長（砂田健太郎）

ここについてはあくまで努力目標ということで考えております。議員おっしゃられましたように、下請けでありますとか資材の調達にあたって市内での調達が困難なものというのは当然ございますし、可能な状況にあっても状況によって一時的に無理であったりという状況もございますので、あくまで努めるということにとどめております。また、事業者のほうからの意見のヒアリングなどをした際にも、そのあたりについての縛りということがあるということになると非常に困るというようなご意見もいただいておりますので、あくまでこの点については努力義務ということにさせていただきます。

ます。今後それについて縛るような制度を設けるような予定もございません。

●委員長（住田清美）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。議案第5号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第6号 飛騨市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして議案第6号、飛騨市行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第6号についてご説明申し上げます。11ページの要旨をごらんください。行政手続における押印見直しに伴う改正です。

改正の概要は市民等の負担軽減と利用性向上、利便性向上を図ることを目的としてこれまで申請届出等の行政手続において必要としていた押印を廃止するため、関係条例について所要の改正を行うものです。改正の対象となる条例は5件ありまして、1件目、飛騨市固定資産評価審査委員会条例は審査申出書への審査申出人の押印要件と口頭審理における口述書への提出者の押印要件を削除するものです。

2件目、飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例は新たに職員になった者が行うサービスの宣誓書の押印箇所の削除です。

3件目、飛騨市林道維持管理条例は、林道占用許可申請書の押印箇所の削除です。

4件目は、飛騨市火入れに関する条例は、火入許可申請書の押印箇所の削除です。

5件目は、飛騨市市営住宅駐車場条例は、市営住宅駐車場使用許可申請書と、市営住宅駐車場使用許可申請書記載事項変更届出書の押印箇所の削除です。

施行日は、令和3年4月1日です。

なお、押印を求めている条例も含めて全部ですが601業務ございまして、1,734手続がございます。そのうちの84.5パーセントに当たる1,465手続の押印廃止を行う予定です。以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

条例ということでありましたが、やっぱり皆さん一番あれなのは、窓口へ行ってやる時に何があと残るのか。そのへんちょっと。窓口へ行ったときに住民課なり申請に行ったときにどうしても印鑑が必要になるようなものは何が残りますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課行政係課長補佐（下通剛）

ただいまのご質問でございますが、今後押印を廃止できない、押印を継続する手続きにつきましては、現段階で269手続がございます。そのうち廃止できない理由といたしまして、まずは法令等、これは県条例を含むんですが、上位法令等で定めがあるものについては現段階ではまだ廃止できないと。ほかにも本人確認を担保する必要があるものについても当面継続する意向でございます。これがそれぞれ法令等の定めがあるものが214手続、本人確認を担保する手続きが55手続、あわせて269手続が今後まだ継続する予定でございます。

ちなみに法令等で定めがある手続きの例を申し上げますと、軽自動車の標識の返納手続、こちらは地方税法施行規則のほうで定めがございます。ほかにも児童扶養手当の給付、こちら児童扶養手当法のほうで定めがございます。あとは口座振替依頼手続き、口座の登録の手続きがあるんですが、こちらにつきましては金融機関さんとの調整がございますので現段階でも廃止ができないと、こういったものが法令等の定めがある手続きの例となっております。ほかに本人確認を担保する必要があるものとしましては、契約書。こちらにつきましては、国のマニュアルでも示されておりますが、契約書についても廃止できないというようなところ です。

あとは、第3者の行為を委任状ですね。委任状的なものについても現段階では廃止できないというかたちでございます。あくまで例になりますが、今申し上げたようなところが今後残るような手続きとなっております。

○委員（前川文博）

もう1個お願いします。今でも自筆の署名であれば印鑑がいらないとか、いろいろなものがあると思うんですけど、署名をするのと例えば記名・押印という書き方があったりすることがあるんですが、例えば記名・押印の場合はそれも印鑑がなしになるということが多分多くなるということで、記名というのは多分自分で書いたことでなくパソコンでうったりとかということだと思っておりますけど、そのへんはどうなりますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課行政係課長補佐（下通剛）

ただいまのご質問でございますが、今ございましたように記名というものはどのように名前が記されているかを限定しないものです。自署であってもあらかじめ印刷してあってもスタンプであっても他人が書いたものでもいいというのが記名という取り扱いです。これまで記名と印鑑が押してあった手続きについては、今後原則は記名だけでよい。名前が書いてあればかまわないというような手続きに変更される予定でございます。

○委員（高原邦子）

市民のほうはそうなんですが、職員の皆さんの仕事の中での押印とかそういったものはどうなっているのでしょうか。例えば議会ですと議員の報酬ですね、必ずはんこ押してあるんですね。請求書になるんですかね。押したことないという方もいらっしゃると思うんですけど、事務局に預けておいて頼んでいて。私ははんこは人に押してもらったことがないので、必ずそういったときに行って押しているものですからわかるんですが、皆さんの立場から市庁舎内での廃止条項とかそんなのはどんなことが見直されたんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課行政係課長補佐（下通剛）

ただいまのご質問でございますが、議会側の手続きについてはちょっと私のほうではお答えできないので、まず職員側のほうの話をさせていただきますが、現段階で職員の事務処理上の押印手続きについては現行どおり、現在も押しているんですが、今後もまだ継続する予定でおります。とくに市として重要な方針ですとか、意思決定、そうしたものの経過を明らかに記録しておくためにはこういった事務処理の経過、押印、誰が手続きに関わったのかということを残しておく必要がございますので、今後はまだ継続するという予定でございます。まだこの事務処理上の手続きについて国等からも何かそういった参考事例、マニュアル的なものも示されておられませんし、当面は継続する予定でございます。今後、仮に電子決裁といったような何か仕組みが全国的に普及するようなことがあればやり方も変わってくるのかなというところですが、今後、国とかまた他自治体の状況も見ながら検討していくところかなというように考えております。

○委員（高原邦子）

今、電子決裁とおっしゃられたんですけど、電子決裁でも電子決裁用のはんこというのがないですか。朱肉使って押していくとか、私は一番そういったもの、誰がどうしたかということが必要だとおっしゃられるんですけど、一番コンパクトにとか、見直していかなければならないのは、私ははんこ行政とか、庁舎内のことだと思うんですよね。はんこが押してあればそれでいいのかと。誰かが押していて順番で

いくつかあって最終的に市長が押してということなんですけれど、起案した人から途中2つくらいで市長のところへいったっていいようなものもあってもいいし、ずっとその上の上司がないとき、その決裁文書は滞ってしまうということもあるし、はんこどうしても押さなければいけないということになったら。そしたら電子決裁みたいなものを使ってぱっとやっていくとか、もっともっと都竹市長いろんなことでそういったITとかそういうこと言われている方なので、庁舎内もっとスリムにスマートにいくように変えていったらどうなんでしょうかね。市長、どう思われますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

このときに役所の中の決裁のはんこ何とかならんのかみたいな話をしたんですけど、書類の数そのものと決裁のルートを変えていくということがまず結構大事なかなというふうに思うんですね。結構、私のところも今朝もずっとここ始まるまで結構たくさん決裁文書あるもんですからずっとはんこ押しているんですけど、やっぱり中を見ていると私のところ来るまでに20人くらい通ってくるものもありますし、これは大分ここにくるまでに時間がかかったなと思ったものもありますので、そうしたはんこ押す押さないということではなくて、意思形成の過程のスリム化というのはあるなと思っています。これはまだきちんと今まで議論していないもんですから、ここはしっかりやりたいなという思いをあわせて持ちました。それから、あとは手続きとして印鑑ではなくて別の方法をとということなんですけど、電子決裁というのも大分普及してよくなってきていると思うんですけど、これ中で議論したときも話したんですけど、これも前職の岐阜県庁時代なんですけど、電子決裁を早い時期にはじめましてやったんですけど、結局、紙で回すんですね。パソコン開けて文書を開けて画面上で見るというのは結構すごく大変で、とくに上位者になってくるとものすごい何百という数のものをずっとパソコンに向かってなければいけないというのがあるもんですから、結局、紙で回すと。チェック入れて、レ点みたいなチェック入れて回すということに結局なっていて、やっぱり事務手続きのスリム化がないと電子決裁を導入しても作業は変わらないなという思いを持ったこともありますもんですから、そういうことにしていると。ただ、試行的にというのではないんですけど、今やっている市長への連絡報告メモというのをつくってまして、これは出張先でもPDFで送られてきたりするんですけど、はんこを私は押さずに了解の「了」という字で返すという。あるいは手で指示事項を簡単に書き込んで返すというかたちというふうにしているの、それなんかですと多分割と早い、スリムに回してすつとくるというかたちになっているのではないかと考えていますので、そういったところを参考にしながら、まずは中の意思決裁ルートのスリム化にちょっと取り組んでみたいと思っていますのが今の状況でございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。議案第6号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第7号 飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第7号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議案第7号についてご説明申し上げます。今回の改正は、2つの基金の設置に伴う改正です。

まず、飛騨市私立大学設置応援基金は条例による助成や大学への支援の財源に関する市の負担を少しでも減らすため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の仕組みを活用して一般の方や企業からの寄附を市で受け入れる仕組みをあらかじめつくっておくための設置で、飛騨市まち・ひと・しごと創生事業基金は複数年をかけて実施するプロジェクトに対して企業版ふるさと納税寄附金等を受領した際に、寄附金を明確に区分けして管理するため設置するものでございます。施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

大体どのくらいのめどの基金額というのはあるのでしょうか。

□企画部長（岡部浩司）

まず基金ですけれども、寄附金でございますので、まずいくら集まるかわからないということですが、最大値といたしまして、内閣府の地方創生事務局のほうに地域

創生計画を出さなければなりませんので、最大値ということで一応5億円おいてある状況でございますけれども、これ当然増えたらまた増やすというかたちになりますけど、とくにこれは根拠のある5億円ではございませんので、ひとまず5億円おいてあるというような状況でございます。

○委員（籠山恵美子）

それぞれに5億円ということですか。大体目標値ということですか。

□企画部長（岡部浩司）

あわせて5億円というかたちでございます。地域創生計画で出すというかたちになっておりますので、基金としては別になっておりますけど、計画の中では一緒になっておりますので、ひとまず5億円というかたちでおいてあるということでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。議案第7号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時31分 再開 午前10時32分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第27号 指定管理の指定について（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）

●委員長（住田清美）

次に議案第27号、指定管理の指定について（飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設）を議題といたします。説明を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

それでは、議案第27号について説明をさせていただきます。

指定管理者の指定について、施設の名称は、飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設です。指定管理者となる団体の名称、飛騨市宮川町種蔵262番地、たねまくひとの会 代表掛川 晋司（かけがわ しんじ）。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

それでは、総務常任委員会資料、指定管理者の指定をごらんください。

募集方法は全国公募で、申請者は1団体でした。指定管理料の上限は年間400万円です。

資料の1ページをごらんください。応募団体である「たねまくひとの会」は任意の団体です。この団体の応募に関しましては、地元種蔵には区の寄り合いで説明をされ、基本的に了承をいただいております。また、指定管理を受けた場合、この施設に代表者が常駐するというので、区からの要望に沿ったかたちとなります。

資料の7ページをごらんください。人員配置計画です。

中ほどの役職の欄のA、施設の運営管理者は主に総務系を担当します。この方は有名企業のエンジニアを経て、飛騨で活動されていまして。宮川町に住民票を移され、起業され応募されました。TOEIC960点という英語に堪能な方で、インバウンドにも対応できるほか、基本情報技術者の資格をお持ちです。

次に役職の欄のB、調理、衛生・環境管理責任者は事業系を担当されます。

こちらの責任者は現指定管理者、その前の指定管理者のもとで6年間この施設の運営に携わった方です。料理提供のほか、飛騨市みんなの博覧会などのイベント企画のノウハウもお持ちです。この方も宮川町種蔵にお住まいで、種蔵の景観にほれ込んで6年前に移住されたという経緯がございます。その他のスタッフは非常勤で、清掃にはシルバー人材センターを活用するというような計画です。

資料の3ページをごらんください。提案及び採点については、設立間もない団体で実績がないことから基本D評価をベースに評価をいたしました。D評価を上回るころだけ説明いたします。

5ページをごらんください。④の地域住民等との共同の効果を生かした運営が期待できることはC評価としました。これは（1）から（4）まで地元区とのコミュニケーションを重視した点。また、（5）から（7）で飛騨市の各種団体との連携を図る点を評価しました。

続いて資料の6ページをごらんください。中ほどの①、地域資源を活用して地域住民

と都市住民との交流を促し、取り組みが提案されていることをC評価としました。これは（１）から（２）ですが、ヒダスケ等を通じて都市住民をはじめとしたボランティアを募り交流を図るという点、また、（３）でお試し移住などの移住促進提案があったことを評価しました。総得点は41.25点となりました。

最後に資料の8ページをごらんください。収支計画書です。

平成29年から令和元年の3年間の平均の有料利用者数は662名でしたが、令和3年度で約1割、最終年度には2割増の利用者数を見込んだ計画となっております。

また、利用者の増によって利用料金が増加しますけれども、それに比例してさまざまな経費の支出が増加するといった内容となっております。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

お会いしたことがないので、肩書だけ言われてもあれですけど、かなり100点満点で40点ちょっとですかね。場所的にもなかなか大変ですし、コロナ禍のもとでいろいろ不都合もあったんからあれですけど、それでも飛驒市はやっぱあの場所は確保して、指定管理者にお任せしてでもあそこに拠点は残したいという感じなんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

まず、種蔵は皆さんご存じのとおりですけど、コンセプトとして交流人口の増加によって地区の保全をはかりながら宿の活用を促進していくというコンセプトであります。地域もかなり高齢化しておりまして、この地区を維持していくためには、やはりこういった施設で交流人口を確保しながらいろんな手助けをしていただくようなことが肝要であると振興事務所として思っております。

○委員（籠山恵美子）

指定管理料なんですけど、2つ書いてありますよね。期間中総額が2,000万円ですか。こういう書き方はこれまでこういう書き方だったんですか。つまり5年間の契約期間の中で、ときには多くてもいいし少なくともいいという、そういう相手方に少し裁量を与えるという感じでこういうやり方をするんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

ご指摘のとおり、あくまでも上限でございまして、収支によっては圧縮して下回る場合もありますが、400万円を超えないというそういう約束でございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（小笠原美保子）

9 ページのところで、これからNPOの団体の取得を予定していると書いてあって、団体会員数はまだ募集中となっているんですけど、4月の時点では60名を超える見込みということなんですけど、今時点ではどのくらいなんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

これにつきましては、まだはっきりしておりません。あくまでも任意の団体でスタートしてこういう考えはお持ちなんですけど、現在のところはまだそれにはNPOというそういう法人設立には至っていない状況で、そこまで詳しくはわかっておりません。

○委員（小笠原美保子）

そしたら、例えば地元の方が中心とか全国的にということ、はっきりしていないということですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

あくまで、この掛川さん、代表者の方がこういった会をつくって今から募るということですので、はっきりは今しておりませんので、私のほうからはちょっとこれ以上は、すいません。

○委員（籠山恵美子）

この新しい任意の団体が指定管理者になって一気に5年間ですよ。最初お試しで3年とか考えずに5年というのは、そういうお話がきちんとこの相手の方たちとできたということなんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

基本的に今回の指定管理5年間という考え方で、今までもいろんな過去に3団体、指定管理施設を受けていただいたんですけど、やはり3年というスパンですと短い。展望をはかるには5年というスパンのほうがかなと思って、この団体の方もそういう意見でございます。

○委員（籠山恵美子）

短いというのは飛騨市側がそう思っているのではなくて、相手、受ける方々も5年ぐらいのスパンならいろんな計画ができるというそういう考えですか。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

5年間というスパンがこちらを受けていただく予定の方の希望といたしますか、意見で

ございます。

○委員（高原邦子）

今のスパンの話ですけど、これからも指定管理いろいろありますけど、そこの受けようかとか、あまり飛騨市の場合、立候補してくれるところがないものですから、受けざるを得ないのかもしれませんが、市としては期間ですね。5年にしていくというふうに決めたんですかね。その都度その都度変えたんではおかしいと思うんですけど。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域振興課長（田中義也）

指定管理につきましては、統一のルールというか市の内部のルールでガイドラインというものを設けております。その中で指定管理期間というものも基準を設けておりまして、そのガイドラインの中では初めて指定管理に出す施設につきましては、3年で指定管理を出すと。ある程度、指定管理として受ける団体は当然、公募ですので、はじめてのところもあれば継続のところもあるんですけど、指定管理という形態の実績がある施設につきましては、5年で指定管理を設けて公募をかけるということですので、先ほど所長のほうからも話がありましたが、今の施設につきましても、あらかじめ5年間という指定管理で公募をかけまして、それに応募されたということになっております。

○委員（高原邦子）

それでは、前の方、犬山の方も5年間だったんですか。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

前回までの指定管理は3年でございました。

□地域振興課長（田中義也）

補足します。今のガイドライン上で2回目更新以降の施設について5年間にするというのは、平成30年度からこのガイドラインの改定をさせていただいたものですから、前回までは3年の期間でしたが、今の更新からは5年間の期間を設定して公募しております。

○委員（籠山恵美子）

確認させてくださいね。勘違いしているかもしれないので。受け手側がはじめて受けるから3年ではなくて、その建物がもう指定管理という制度で設置してあるのが、一番最初は3年。それがまた指定管理で発注できるなら次は5年ですよと。そういう施設の考え方ですね。

□地域振興課長（田中義也）

おっしゃるとおりです。新たに新築した施設ですとか、初めて直営から指定管理にした場合は3年で、1期でも指定管理という管理方法の実績があるところは5年にするというルールにしております。

○委員（前川文博）

今、所長のほうから指定管理が今まで3つあって、今回4点目ということなんですけど、前の管理者の方も1回。その前も1回ですかね。今こうやってその都度かわっていくというのは応募してくるかこないかもありますし、ほかの業者がでてくればいい話なんですけど、今2回ワンサイクルで変わっているという現状は、先ほど3年という話と5年という話があって、5年でないというのもあったんですけど、今回5年になっているにもかかわらず今までやってみえた方は手をあげなかった。この場所の指定管理については、何かやりにくい部分があるのか、そのへんというのは何か思ってみえることはありますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

議員おっしゃるとおり、前の会社も3年でございましたが、前の会社が応募しなかった理由というのは、ここに常駐していた社員の方が家庭の事情で異動されて、その方以外に犬山農業さんという企業がここに携わるマンパワーがなかったということをお聞きしております。たしかに、ここは場所的に収益的にも難しいところではございますけど、繰り返しになりますが、景観を保全しながら保全活動の拠点ということでやっていただけるということで、実際に地元で住まれている方が今回は起業され、応募されましたので、今後の5年間はやっていただけるものと期待しております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第27号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時48分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第8号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第8号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第8号についてご説明申し上げます。要旨7ページをごらんください。

今回の改正は、国民健康保険法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴うもので、本条例も準則に沿って改正するものです。

改正点は2点ございます。まず、1点目です。長期譲渡所得に係る特別控除に関する改正です。地方税法の改正によりまして、低未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を特別控除する規定が創設されたことに伴い、国民健康保険法施行令の関係箇所が改正されました。このため、本条例においても、下記の図のように長期譲渡所得に係る特別控除について反映させるため、所要の改正を行うものです。市民への影響は当案件に該当すると国民健康保険料が減額ということになると思われま

す。

次ページをお願いいたします。2点目につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義に関する改正です。簡潔に申しますと、特措法にてみなし規定されておりましたものが感染症法によりまして、本訴規定されたものでございます。市民への影響はございません。

なお、施行日は公布の日です。ただし、第14条関係の適用日につきましては、令和3年1月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

1点お願いします。今の要旨のほうの改正内容1番の中に低未利用土地とあるんですけど、これというのはどういったところのことなんでしょうか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

簡単に申し上げますと、都市計画区域内における空き地ですとか、空き家ですとか、工場跡地、空き店舗、あるいは一時的に利用されている資材置き場とか、そういうようなものがイメージされておまして、そもそも国がいておきますのは、土地の有効活用を通じた投資の促進ですとか地域活性化、さらなる所有者、不明土地発生の予防に向けて令和2年度の税制改正におきまして、こういった特例措置が創設されたということでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。議案第8号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第9号 飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
及び

議案第10号 飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第9号、飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について及び議案第10号、飛騨市不育症治療費助成金条例の一部を改正する条例についての2案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、議案第9号、議案第10号につきましては、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第9号の4ページ、要旨をごらんください。

まだ、どちらの改正におきましても、趣旨につきましては、助成対象の見直しに伴う改正によるものです。改正の内容につきましては、年金や医療保険等、他の社会保険制度において法律上の婚姻の有無によって区別されていないことを踏まえ、婚姻の届出をしている夫婦に限られていた不妊治療の支援対象者に婚姻の届け出をしていないが、事

実上婚姻関係にある者及び婚姻の予約者を加えるものです。

続きまして、議案第10号、5ページの要旨をごらんください。

こちらの改正につきましても、婚姻の届け出をしている夫婦に限られていた不育症治療への支援について法律上の婚姻の有無を問わず対象とするものでございます。市民の影響につきましては、いずれも法律婚のみならず事実婚についても助成が受けられるようになります。いずれの条例改正も、施行日は公布の日、適用日は令和3年1月1日です。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

国の法改正に沿った内容ですよ。この間もちょっと話題になったんですけど、言葉の用語がわかりにくいというんですけど、要するに予約者は婚約者ですよ。そういうことでよろしいんですよ。適用日が令和3年1月1日ということは、もう過ぎていますよね。今3月ですもんね。そうすると、1月から3月までの間にもこういう事例があった場合にはさかのぼってちゃんと対象にしてくださいということなんですよ。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民保健課長（花岡知己）

遡及して適用ということになります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案9号及び議案第10号は一括採決といたします。議案9号及び議案第10号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら2案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案 1 1 号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第 1 1 号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第 1 1 号についてご説明申し上げます。要旨 4 ページをごらんください。

今回の改正は、保険医療機関等での電子資格確認の運用開始に伴う改正であり、当条例も準則に沿って改正するものであります。改正の内容につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、個人番号カードによるオンライン資格確認が令和 3 年 3 月から運用開始されることに伴い、保険医療機関等での医療に関する給付を受ける際の資格確認について改正するものです。施行日は、交付の日。適用日は、令和 3 年 3 月 1 日です。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第 1 1 号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案 1 2 号 飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第 1 2 号、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第 1 2 号についてご説明申し上げます。要旨 5 ページをごらんください。

今回の改正は、飛騨市こどものこころクリニックにおいて、新たな手数料を設けるた

めの改正です。改正の内容につきましては、飛騨市こどものこころクリニックにおける保険適用外の対応について新たに4点の手数料を設けるものです。

まず、1点目といたしましては、心理検査所見として心理検査の検査所見を書面により患者に交付する場合の手数料、1通につき500円です。2ページに別表がありまして、これに伴います料金を記載しております。

2点目につきましては、教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料として、学校教育、福祉関係等患者の関係者と面談し、必要な助言または指導を行う場合の面談料、こちらは1回30分につき8,000円です。

3点目は、選定療養費予約料として患者の選択に基づき、医師により時間を要する心理療法、その他診療の実施、医師の診療に引き続き公認心理士または看護師による心理面談、その他各種療法を受ける場合の診療時間予約について保険外併用療養費の選定療養費として認められる予約料、初診予約料が2,000円、再診予約料が1,000円です。

4点目はペアレントトレーニング料として、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的に、養育者が子どもとのより良い関わり方を学ぶプログラムを実施する場合の手数料です。こちらは1回つき2,000円となります。なお、市民につきましては、第5条の規定により免除します。

施行日は、令和3年4月1日です。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

これははじめてこういう料金を設定するんですか。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

はじめてこのようなかたちで料金設定をさせていただくものでございます。

○委員（籠山恵美子）

これからこころのクリニックの経営上の財政上の内容も変わりましたので、いろいろやり方も少しはまた手直しされてくるんだろうと思いますけど、こういう料金を設定した裏にはやはり何かあるんですよ。料金設定したというのは、もう少しこういう患者さんとか来る方から料金いただいて、例えばそれを財政運営上のあれにしようとか、何かそういうことですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今回の料金につきましては、一般会計に福祉的部門に相当する業務のところを移したという今回補正予算のほうでもそういうかたちをとらせていただき、当初予算もそういう提案をさせていただいております。そういった中で、今回あげている部分というのは、

保険医療機関が行う保険医療という枠を超えた部分でございます。ですので、いわゆる飛騨市の職員が行政サービスを行っているようなかたちになるわけですね。そうしますと、そこに高山市の患者さんも当然ながら同じようにドクターの見立ての中で保険外の対応をしたい方にはやっていただくという流れをつくりますので、そうしますと、やっぱり飛騨市の行政サービスでありながら他市の方に無料で提供するというのは、多少なりちょっと常識的な部分を超える部分になるのかなというのがございますので、それでこういった料金を設定すると。そもそも医療機関の部分ではない部分ですので、直診勘定の医療収支のことではないわけではないんですけども、そういった妥当適切なかたちになるようにこういった設定をさせていただいたというものでございます。

○委員（籠山恵美子）

私は正直、今回、一般会計というか、ちゃんとした市の財政の中で運営するようになって本当によかったなと思っているんですよね。医療機関として本当に明確になるし、ふるさと納税とかを資金にするよりもきちんと飛騨市の医療機関として位置づけていくという意味ではね。だからよかったなと思うんですけど、どうですか。よかったですよ。どうですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

よかったと思っております。こどものころクリニックを立ち上げるときに収支計算をしたんですが、この話は何回か議会でも議論になっているんですけど、大体国からの交付税算入の分でとんとんくらいにくるだろうと見込んで始めたんですね。ところがご判断のとおり、決算うってみると3,000万円とか4,000万円とかいう赤い字になって、はじめごく簡単な話に気がつかなくて、患者さんの数で回せるところがあわないのではないかと、とれる点数がとれていないのではないのかと聞いていたんですが、実は非常にシンプルな話で、ほかの地域、児童精神科はものすごく数が少ないので、ほとんど都市部に集中しているんですが、いろんな他の資源があるところに立地しているので、そこを外を利用さえてもらうことで成り立っている診療科だという単純な事実には実は気がつくのが遅れて、なのでそれを全部、本来、特別会計の診療所の会計では絶対やるべきではないところを全部入れてしまっていたということで、逆にそれがこどものころクリニックそのものの存続の議論みたいなことにつながる傾向があったというのが私としては非常に遺憾なことだというふうに思っていて、そこをしっかりと分けて、市としてしっかりと取り組むべき障がいのあるお子さんとか、あるいはさまざまな課題があるお子さんへの支援というのは行政が本当にしっかりと行政として取り組むべきだという意味ではやっぱり一般会計であるべきだし、そこを明確にすることができたという点で、結果、紆余曲折あったんですが、私はよかったと思っております。その中でこうして明確に区分するところで一定の料金をいただくという発想も出てまいりましたし、

その意味では明確にできてよかったのではないかなという思いはもっております。

○委員（高原邦子）

今、市長も言われましたけど、児童精神科医が日本全国きわめて少ない中、私は採算というのは最初から難しいというふうには思っていました。それで、今、市民に誤解を与えたくないのは、市長が黒字になるとか言っていたとか、そういった話が出ていて、私は「いや、そういったものじゃない」と。都会なんかは児童精神科医のお医者さんなんかは保険医をしなくて、保険外というか、でやってみえる。なかなか大変なところなんです。それで今、言われたんですけど、公がこうやって岐阜まで行かなければいけないとかそういったところに手を差し伸べてくれたということは、ものすごく大きいことで、これを何とか続けていってもらいたいなと思うんですね。普通の外科とか内科とかというその種類のものではないということをもう少し市民の皆さんにも知ってもらって、精神科の中でも児童精神科というものはどういう位置づけなのかということ、そういったこともわかってもらわないと赤字ばかりだとか、本当は高山につくる予定を都竹市長がこっち持ってきたとか、ちょっと違った方向のうわさとかそういったことでせつかくの本当に杉山先生がいらっしゃったときも皆さん全国から講演会聞きにいったくらい、児童精神科というのは大切なものなんですね。ですから、そういったところももう少し市民にも理解してもらえるような努力をあわせてしていってもらいたいなと思うんですけど、そのへんいかがでしょうかね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

ありがとうございます。児童精神科なかなかその趣旨といいますか、今議員おっしゃられましたようなところがなかなか市民の皆さまにお伝えするというので非常に苦勞するところでございます。ただ、私どもも現場で実際にやっております、非常に画期的なことだと思っております、本当に支援で苦しんでおられる方というのは、本当に心底苦しんでおられます。いろんな助けをわらにもする思いで何かの支援が受けたいというところで、ただやっぱり支援する側がしっかりとしたスキルを持っていないとうわべだけの支援をしても結局救われないんですよ。そこに児童精神科医というのは最高の支援者であるというスキルをもった支援者という位置づけもできてきますし、何より福祉の支援者さんたちがその児童精神科医の助言をもらいたい。そこで一緒にどうやっていったらこのご家庭がよくなっていくのか一緒に何とか考えていきたいという、皆さん悩みながらやっておられますので、そこにそういったアドバイザーのような私たちもとれるという児童精神科医がこの地域にいるというのは、すごい大きなことだと思っております。ですので、医療というような言い方はするんですが、福祉の世界でありまして、実際、全国の児童精神科医がそういった中で今、議員おっしゃられましたように、なかなか収支構造もあまり時間がどうしても1人1人でいねいに対応していくので、か

かる中で収支がとれないという部分もありますし、なのでそれこそこういった行政が福祉と連携してやっていく重要な部分ということでございますので、何とか私どももそのあたり今回の提案に至る中でいろんなことを考えながら整理をしてきたんですが、やっぱりわかりやすく伝える努力というのもちよっと今まで足りなかったかなということも反省しておりますので、今回この提案に至るまでにまとめてまいりましたことをもっとわかりやすく伝えられるように私どもも努力をしていきたいなと思っております。

○委員（前川文博）

1点確認させてください。所見料500円というのがでてきたんですけど、手数料条例のほうを見ますと、診断書とか証明書というのは何百円という証明書がないんですよ。ほか、5,000円、3,000円、2,000円とか一番学校に出すもので1,000円というところがあるんですけど、この500円という根拠はどのへんから持ってこられてつくったのか教えてください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今回の所見料につきましては、臨床心理士、公認心理士が心理所見を書いたときのものなんですね。現実には全て心理士が見立てをした場合でありますとか、心理士が心理検査をした場合に所見を書くんですね。ただ、それも全て元来医師が書いたものではないもんですから、文書料というかたちでとるのをやっていなかったんですね。今回やはり心理士の所見というものに対しても十分な労力がかかっているんですし、当然専門家としての医師もそれをしっかりと活用していく所見になっていますので、今回それを心理士の仕事の評価としてもしっかりと位置づけるべきであろうということで、医師が書くほどまではないんですが、些少なからず500円という料金をちょっと設定をさせていただくということでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第12号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案13号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第13号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第13号についてご説明申し上げます。要旨8ページをごらんください。

今回の改正は、第8期介護保険計画策定及び介護保険法施行規則の改正に伴う改正です。内容につきましては、令和3年度から令和5年度を対象期間とした第8期介護保険事業計画の策定によりまして、所得段階別に設定している介護保険料額について第7期を引き継いで同額とする。ただし、各所得段階の境目となる基準所得額の一部については国が省令に定める標準段階の一部改正に伴い、これにあわせ本条例に定める基準所得額の一部を変更するものとし、所要の改正を行うものです。

また、平成30年度税制改正におきまして介護保険料の所得段階区分算定の基礎となっている給与所得及び公的年金等の所得控除額が引き下げられます。この影響によりまして、介護保険料が増加することのないようその算定方法が改正されることから、これにあわせ所要の改正を行うものです。具体的な介護現状につきましては、次の表のとおりとなります。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

7期から8期にかけて保険料、つまり据え置きでいきますよと、そこで引き上げませんよということですね。それはよくわかります。あとで控除額が引き下げられる、その分所得が増えたようにみえてしまうからそれで引きあがらないように調整するという意味なんですね。実際にはこの基準額でいうと、ちょっと上がってくるんですか。そんなこともない、下がる。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

7期と据え置きしておりますので、基準額自体かわっておりません。今、議員おっしゃられた税制改正の影響の部分で遮断するためのもの、影響が受けないようにするための改正部分はちょっとこの保険料設定とは別の話になりますので、そういうことによる

しくお願いいたします。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第13号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第14号 飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

から

議案第17号 飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第14号、飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第17号、飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの4案件を会議規則第96条の規定により、一括して議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の4議案につきましては、介護保険法施行規則及び国の基準省令が改正されることに伴うもので、市準則も市条例も準則に従って改正するものでございます。一括してご説明を申し上げます。

まず、今回の改正にあたりましては、背景と要因でございます。1つ目に、少子高齢化に伴う現状の課題への対応及び団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年も

見据え、介護人材の確保、地域包括ケアの推進、自立支援重症化予防の取り組みの推進が求められているというのが1点。

それから2点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で感染症や災害への対応力効果が求められているということの背景から改正に至ったところでございます。

まず、議案第14号についてご説明を申し上げます。

ちょっと飛びます。要旨、71ページをごらんください。まず、議案第14号につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正でございます。

まず、地域密着型サービスというのは何かと申しますと、高齢者が介護や支援を必要とする状況になっても住み慣れた地域で生活していくことを支援するためのサービスでございまして、市がサービス事業者の指定及び指導・監督を行います。原則として、市民のみが利用でき、小規模、多機能より地域に近いという特徴をもつサービスでございます。本市の指定事業所数につきましては16事業所ございまして、利用対象者につきましては、要介護認定者ということになります。

改正の内容といたしましては、まず1点目といたしまして、介護人材の確保、介護現場の業務効率化及び負担の軽減でございます。具体的には、人員配置基準の緩和、定員基準の緩和、グループホームの業務効率化、ハラスメント対策の強化、各種会議等におけるICT活用の推進、紙利用に変わる電磁的対応の追加。

2点目には、業務継続に向けた取り組み強化。具体的には、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、地域と連携した災害への対応強化。

3点目には、高齢者の人権擁護、虐待の防止。具体的には、高齢者虐待の防止、認知症の人の尊厳の保証。

4点目にはその他としまして、情報活用の推進、栄養、口腔衛生管理の追加、有料老人ホーム等と併設する事業所における適正なサービス提供の確保。

なお、施行日は、令和3年4月1日でございます。

次に議案第15号についてご説明いたします。議案第15号の要旨、32ページをごらんください。こちらでは、指定地域密着型介護予防サービスになります。

指定地域密着型介護予防サービスにつきましては、高齢者が介護予防サービスを必要とする状況になっても住み慣れた地域で生活していくことを支援するためのサービスで、市がサービス事業者の指定及び指導監督を行い、原則として市民のみが利用できるサービスでございます。本市の指定事業所数といたしましては、11事業所でございます。利用対象者につきましては、要支援認定者もあります。

改正の趣旨でございます。当事業の人員設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正です。

内容といたしましては、まず1点目といたしまして、介護人材の確保、介護現場の業

務効率化及び負担の軽減です。具体的には、人員配置基準の緩和、店員基準の緩和、グループホームの業務効率化、ハラスメント対策の強化、各種会議等におけるICT活用の推進、紙利用に変わる電磁的対応の追加。

2点目といたしましては、業務継続に向けた取り組み強化です。具体的には、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、地域と連携した災害への対応強化です。

3点目としましては、高齢者の人権擁護、虐待の防止です。具体的には、高齢者虐待の防止と認知症の人の尊厳の保証でございます。

4点目といたしましては、その他として情報活用の推進となります。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日です。

次に議案第16号についてご説明申し上げます。議案第16号の要旨、16ページを
ごらんください。

こちらの居宅介護支援事業所とは、ケアマネージャー、つまり介護支援専門員でございますけれども、本人や家族の希望に沿ってケアプランを作成いたします。ケアプランに基づいたサービスを提供する事業所等と連絡調整を行う事業所のことであります。本市の事業所数におきましては、6事業所ございます。利用対象者は、要介護認定者となります。

改正の趣旨は、当事業の人員及び運営に関する基準の改正等に伴う改正でございます。

改正の内容といたしましては、まず1点目として、人材の確保、現場の業務効率化及び負担の軽減。具体的には、管理者要件の緩和、ハラスメント対策の強化、各種会議等におけるICT活用の推進、紙利用に変わる電磁的対応の追加。

2点目といたしましては、業務継続に向けた取り組み強化でございます。具体的には、感染症対策の強化と業務継続に向けた取り組みの強化。

3点目といたしましては、高齢者の人権擁護、虐待の防止です。

4点目といたしましては、ケアマネジメントの質の向上と公正・中立性の確保ということで、同一の介護事業所、介護サービス事業者等の偏ったサービス提供の説明と適切なケアマネジメントの推進です。

5点目といたしましては、情報活用の推進でございます。

施行日につきましては、同じく令和3年4月1日です。

次に議案第17号についてご説明申し上げます。議案第17号の要旨、12ページを
ごらんください。介護予防支援事業でございます。

介護予防支援事業とはケアマネージャーが本人や家族の希望に沿ってケアプランを作成し、ケアプランに基づいたサービスを提供する事業所等と連絡調整を行う事業のことであります。

地域包括支援センターが市の指定を受けて業務を行っているところでございまして、本市の事業所数は市の地域包括支援センターの1事業所でございます。利用対象者は要支援認定者及び介護予防、日常生活支援総合事業の対象者でございます。

改正の趣旨でございます。当事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方向に関する基準の改正に伴う改正でございます。

改正の内容といたしましては、まず1点目。人材の確保、現場の業務効率化及び負担の軽減で、具体的にはハラスメント対策の強化、各種会議等におけるICT活用の推進、紙利用に変わる電磁的対応の追加でございます。

2点目といたしましては、業務継続に向けた取り組み強化として、感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化。

3点目といたしましては、高齢者の人権擁護、虐待の防止。

4点目といたしましては、情報活用の推進でございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。説明は以上です。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今の事業なんですけど、今までは要介護の方がそういった施設へ出向いていたものを今度は家で介護できるという意味なんです。ちょっと理解できなかった。どういうことが今、新しくなるのかちょっとわからないんですけど、教えてください。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

今回の改正というのは、既存の事業所、介護サービス事業所というのは法律上、指定民間事業者さんが法上の指定を受けてサービスを提供するというので、法の指定を受けるということは、基準がしっかりと担保されていないと民間企業が自由にやっちゃっては介護サービスの質が確保されないの、そういった意味でこういった基準が定められています。かつては、国の省令基準で全国一律の基準で全ての指定を受けた事業所がやっていたんですけど、権限の委譲で市町村で多少独自の基準を定めてもいいですよということで、こういった条例を定めてやっているということでございます。冒頭、部長の説明でもございましたが、地域密着型サービスというのはいろんな介護サービスはあるんですけど、介護保険施設サービス、特養とか老健とかああいったものも介護サービスですし、デイサービスとかヘルパーもそうです。地域密着型というのは、そういった小さい地域にとくに市民だけが使える市内のサービスということで、小さいデイサービスであったりとか、グループホームですね、9人で共同生活する認知症のグループホームとかそういうものなんですね。そこらへんの基準を個々で国の一律基準の中で多少、市の独自基準も入れながらこういう運営をしてくださいねということで定めている基準の条例というものになりますので、市内の小さい事業所さんたちの運営するための最低限守らなければいけない基準がここに定めてあると。国のほうで今回こういうふうにいるような例えば感染対策の強化とか災害の対策強化とか人員の効率化とか、やっぱり介護人材も少ないので、基準を少し緩めて少ない人員でも運営できるようにしてあげようとか、災害が起こったりこういう感染症が起こってもしっかり対応できるように日ごろか

ら勉強しなさいよとか、そういうことを新たに基準の中に盛り込んできたよというような大体そういった内容になっております。

○委員（上ヶ吹豊孝）

要は私心配するのは、こういったことにより介護職員さんがまた新たな仕事の負担が増えるのではないかというのがちょっと懸念したんですが、そのへんはどうなんでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

どちらかといいますと、今の基準の内容からいきますと、かなり負担軽減をはかるといような内容になっていますので、皆さんは「これはかなりありがたいな」というふうに思っているんじゃないかなと思います。

○委員（籠山恵美子）

国から権限移譲がされて、だから独自に市がちゃんと条例を制定するという、わかりました。今、職員さんの負担の話が出ましたけど、ということは逆に行政側とか施設側のチェックする側というんですか。チェックしたり良い指導をしたりする側の取り組みが大変になってくるのかな。例えば、一番最後に出てきた高齢者の人権擁護なんていうときにも、防止するための委員会の開催を義務づけるとか書いてありますが、こうなると例えば定期的にそういう施設に対する評価する評価委員会みたいなもの、そういう機関が市独自でつくられていくようになるんですか。そういうものでもないんですか。県が相変わらずチェックに入るとか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課長（都竹信也）

市は、これの基準に基づいて事業所さんをしっかりやっているかどうかを指導したりしていくもんです。なので、今、議員おっしゃられましたように、ここに書いてある基準をちゃんと順守しているかということを実地指導というかたちで、今、飛騨市では6年に1回は入らせていただきますということで、各事業所をお願いしております。毎年、数事業所選んでは、最終的には全部ちゃんと入るんですけども、入らせていただいて基準の理解もしっかりされているかどうか確認しながら、やれていないことはそこでしっかり指導していくことをやっています。とくに今回の改正の中で新たに何かそういった委員会をつくらなければいけないとかいうことはあまりなくて、例えば身体拘束とか虐待とかは、これまでの基準の中でもしっかりやりなさいよということはあるわけですね。そこを例えば今までだと会議しなければならぬというものもZOOMとかでできるようにやってもいいですよとか、電子的な通信手段つかってもいいですよみたいなことが盛り込まれていたりとかで、逆にちょっと事業者さんとしてはや

りやすくなっていく。外部評価みたいな今まで外の民間機関に評価をいただくなんていう基準もあったんですけども、そこも今回緩和されまして、自分たちが開いている運営推進会議という既にやっている既存の会議の中で評価を受けて公表すれば外部の機関からの評価をうけなくてもいいですよなんていうことも盛り込まれていまして、結構、今回の国の省令基準はかなり現場の緩和を現場レベルで見て捉えて改正されているなどという印象でございますので。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論は議案番号を述べて行ってください。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案14号から議案第17号までの4案件は一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。4案件について一括して採決を行います。議案第14号から議案第17号までの4案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら4案件は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案28号 指定管理者の指定について（飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））

●委員長（住田清美）

次に議案第28号、指定管理者の指定について（飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす））を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第28号についてご説明申し上げます。指定管理者の指定でございます。

1、施設の名称、飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす）でございます。

2、指定管理者の名称、飛騨市河合町角川324番地、株式会社飛騨ゆい 代表取締役社長 中畑 広一（なかはた ひろかず）。

3、指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。別紙の横長の委員会資料をごらんください。

令和3年度の指定管理料につきましては、1,735万2,000円でございます。募集方法につきましては、全国公募でございます。募集期間につきましては、令和3年1月13日から令和3年2月12日まで設定をいたしました。

応募者につきましては、今回の候補者1事業者のみでございました。それを受けまして、2月19日には市の指定管理者選定委員会にて確認をしたところでございます。

次に資料3ページをお開きください。

表7、加点項目審査に係る提案書及び採点表で若干説明をさせていただきたいと思っております。Dが可ということでございますので、C、右のほうの評価でございますけれども、そちらのほうを若干説明させていただきたいと思っております。

審査項目の2の①、利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであることにつきましてはBのほうでございます。こちらに、新たにゆうわ〜くはうす利用者向けの会員カード、これ今までなかったと聞いております。それを作成いたしまして会員向けに情報発信を行います。子育て世代の利用も多いため、LINEを活用した子育て世代向けの情報発信サービスを展開しますということで、こちらはCをつけさせていただきました。それから、③さんのAのほうでございます。レストランでは減塩スマートミールにも力を入れています。飛騨市が力を入れているノルディックウォーキング、薬草等と連携をはかり、市民向けサービスの向上を図りますという提案でございます。市の施策を取り入れていただいて運営いただけるということで、こちらC評価をさせていただきました。

次ページをお願いいたします。

4の①でございます。指定管理料、先ほど限度額が1,735万2,000円でございますが、これイコールでございましたので、こちらの評価はAでございます。

それから、4の②、目標値を達成に向けた方策が適切であることでございます。コロナ禍の中の入浴施設においても影響がありますが、目標達成のために先ほど申しました会員カードをつくりまして、会員向けサービスですとかあるいは常連様向けのサービスを行う、地元の集会等気軽に部屋を利用していただける仕組みをつくり、コロナ対策をした中で多くの方に利用していただく仕組みをつくりますという提案でございますので、Cをつけさせていただきました。

それから5の①です。地元雇用ということでございますが、スタッフはほぼ全員が地元河合町出身者で、飛騨市以外のスタッフは勤めておりませんので、地元にご貢献できておりますということでございますので、こちらはA評価でございます。

それから③のAでございます。Bも含めてでございますが、こちらも飛騨市の政策、展開をしている事業を取り入れていただいての提案を兼ねておりますので、両方ともCをつけさせていただいておりますし、④につきましても地元の資源ですね、かわいスキ

一場ですとか天生湿原、それからなかんじょ川キャンプ場、こういったものとの連携を図りながらお客様への割引サービスを実施するというところでございますので、こちらもCをつけさせていただいております。合計の得点といたしましては50点ということでございます。

次ページをお願いいたします。表7の現在のところの付表でございます。人員配置の関係でございます。これは市のほうでも体制確認をしておるところでございます。一番下には先ほど申しました地元雇用100パーセント飛騨市から雇用ということで書いてございます。

次ページをお願いいたします。収支計画書でございます。今回の指定管理期間、今後5年間の収支計画書でございます。指定管理料につきましては、5年間とも1,735万2,000円の計画でございます。

それから次ページにつきましては、現法人の概要でございますので、またごらんください。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

これも100点満点の半分くらいで、厳しいもんだなと思いますけど、この評価が例えばAランクというのは指定管理料が前とかわりませんだけAで、大体CとかDという評価ですけど、内容をちょっと変えてますよね。同じ株式会社飛騨ゆいが今度受けるにしても、変えた内容についてもやはり厳しくこういう評価ということなんですね。本当はもっと違うことをやってもらいたいとか、市側で要望出していたりとかということはないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

ちょっと言い方が失礼かもしれませんが、提案いただいた内容を我々も吟味させていただきまして、私が想像できるといいますか、今まで出ているような内容でございまして、もう少し斬新的なものがあればまたA、Bという評価にもなっていくのかなと思いますが、今ほど説明させていただきしましたように、ある程度、失礼ですけど考えられる範囲中、会員のカードの作成というのは新たにできたものですから、そこはC評価させていただきましたけど、そんな思いでございます。

○委員（籠山恵美子）

ずっと株式会社飛騨ゆいで、代表者も同じ人がずっとここをやっていて、また引き受けたと。ほかになり手がないということなんでしょうけれども、全部地元の雇用だというふうなことを書いてありますけど、かつては地元の食いぶちのために指定管理はつくっているのではないよという議論もあったんですよ。それだったらもっと違う方法も

あるだろうというようなことの指定管理施設についての議論というのがあって、そのへんが悩ましいんですけど、地元雇用がために新しい発想が出てこないのか、逆に外から人を入れて新しい発想で新しい経営、運営の仕方というのもありだと思んですが、そういうあたりの議論というか、協議はなされてはいないんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今回、観光施設から健康増進施設ということで、商工観光部から市民福祉部のほうに施設がくるわけでございます。河合地区では昨年、我々のほうでも減塩の関係の仕掛けと申しますか、をさせていただいたり、あるいは、このゆうわ〜くはうすでもスマートミールをマグロ朴葉焼定食でしたかね、メニューづくりをしたり。実際にまだこの施設を受けてないもんですからなんですけど、いろんな仕掛けづくりをこれから市民福祉部としてやっていかなければいけないと思っておりますし、ここは河合町の方々のよりどころのような施設でございますので、うまく観光目線ということではなくて、市民目線の増進施設というかたちでの取り組みをやっていかなければいけないなということをおっしゃいます。

△市長（都竹淳也）

補足します。おっしゃることはすごく実はよくわかって、もっといろんな知恵とか工夫とかいろんなことがあるといいですねということかと思っておりますし、私たちもやっぱりそう思います。それでここも含めてなんですけど、今コロナ禍ですけども、その前までいろんなほかの県内とか県外の地域で指定管理の入浴施設とか宿泊施設を手掛けているような会社があって、そういうところに見に来ていただいたりとかということも実際にして、ご評価いただいて、例えばここやってみるという気はありませんかとか、そういったお話もしたこともありますし、あるいはもちろん市民の皆さんのお話の中で、河合町は集まって食事をする場所が今ここしかないですから、その意味でも非常に強く何とか残してほしいというご要望があったり。実態としては、河合の皆さんが使う施設というかたちになっているものですから、そういう意味では河合町民の福利厚生健康増進施設になっている面もあります。いろんな要素がある中で今の条例での位置づけを変えて、さらに少し再出発してみようというのがこういうことになるわけありますけど、やっぱり努力をしてもらいたいし、もっと工夫をしてもらいたいということは強く思って、そういったことは株主という立場で申し上げておりますし、もちろん指定管理を出している立場としてもいろいろ申し上げます。今度、先日説明を受けたんですが、事業部を大きく見直すというような話を伺ってしまして、入浴は入浴施設だけで1つの事業部を組みたいというお話ですね。今までは河合は河合、古川は古川、宮川は宮川という事業部体制だったものを入浴施設で組むことによって、もちろんコストの面も共同で仕入れとかいうこともできるようになるということもありますし、その中でノウハウ的なもの

もあるので、いろんな工夫をしたいというお話もありました。現実にかような建物を受けてくださる方というのは非常に探すのが難しく、見に来ていただいたときも、実はここは手をあげないというようにお話も実際あったものですから、そういったこともあるので、市民の皆さんの願いと受けてくださる方というもののバランスからいくと、やはり今、株式会社飛騨ゆいに努力をしていただくというのが一番ベストな選択肢になるものですから、そうした中でいろいろ意見も言いつつ、一緒になって知恵も出し合いながら向かっていくということなのかなというのが今の現状だということでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

指定管理料のところはAということで、私たしか以前に指定管理料ゼロ円を出しているところがゼロ円で応募してきたときにCかDの評価になっていて、どうするのという話があってから、ほかのも今ちょっと産業のほうも見たんですけど、指定管理料の金額であればAというふうになっているんですが、その中の下にある2番、3番がほとんどのところはCかDなんですよね。指定管理料イコールでほぼほぼ応募してきているんですけども、その点はどうなんですか。指定管理料より多かった場合はそもそも応募できないということなんですか。どうなんですか。

□地域振興課長（田中義也）

こちらのAからD、Eまで評価あるんですけど、まず指定管理料につきましては、市が示した上限を超えた応募があったものにつきましては、即失格というか、採用されません。ですので、ここには評価は、いわゆるEという不可という評価になると思います。市が示した上限額以内の応募が1者だけでしたら、今あるようにA評価ということで満点の評価がつきます。これが例えば2者とか3者競合した場合には、一番最低に金額のところはA、2番手がB、3番手がCという評価するようにしております。そのほかの指定管理料以外の項目につきましては、ちょっとこの評価方法の部分を省いておりますので、申しわけなかったんですが、A、B、C、D、Eのうち、Eが不可ということでEが1個でもあれば不採用になるんですけど、Dが普通の評価ということで、オールDですと25点になるんですね。25点が合格点、それを基準にしましてちょっとよい提案があればC、やや優れたものがB、最高評価の提案があればAというような基準で評価採点をしております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

指定管理料、基準よりも下でないといけないということでした。今議会に公契約のほうの条例が出されてきています。やはり指定管理のところ働く方々のことも考えると、指定管理料、前年度に比べてそういったことをワーキングプアにならないようにとか、

そういったところを配慮して上限を出してきていますか。そのへんいかがでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域振興課長（田中義也）

指定管理料の設定につきましては、過去の実績をもとに前もご説明させていただいたかと思うんですが、指定管理料の考え方としましては、市が直営をする金額を上限に指定管理料を設定しております。ゆうわ〜くはうすにつきましては、令和3年度から更新の施設でありますけど、令和2年度までとほぼ同様の指定管理料となっておりますので、とくに無理強いをしたような金額とかというふうには考えておりません。

○委員（高原邦子）

ということは、上がってはいないということですよ、前回と。ほぼほぼ同じならば。配慮とかそういったことはちょっとそちらのほうではないというふうに理解してよろしいですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□地域振興課長（田中義也）

大きく施設の経営方法が変わったりですとか、社会情勢が大きく変わったような場合を除いては、指定管理料は据え置くということの方針をもっておりますので、前回、今年度までの経営上、今の指定管理料で運営していただいておりますので、同じようなかたちで指定管理料、令和3年度以降、5年間も設定をさせていただいております。

○委員（高原邦子）

すごく言っていることはわかるんですけど、やっぱり整合性を得るように契約のそういった条例をつくっていくという中で、いろんな箇所ですね。指定管理もたしか入っていたと思うんですね。請負者とかいろんな中のほかのところ。しっかりとやっぱり働き方の大切に考えていかなければならないための公契約法の条例ですか、制定をするわけですから、今までのとおりでいいという考え方は改めていくべきだと思うんですが、そこはいいんだという直営でやる額を、直営でやる場合、職員の皆さんたちの労働環境とかそういったものも、一切5年前ですか、考慮しなくてもいいんだと言っているのとイコールになると思うんですね。やっぱり配慮して、いま一度こういった動きによって変えていくべきだと思うんですが、それはだめなんですか。いかがですか。

△市長（都竹淳也）

指定管理施設は利益が出て、つまり指定管理料は赤字分を埋める格好なんですけど、それよりも赤字が圧縮されて、つまり売り上げがあがったときにはもって行ってもらうという仕組みですので、公契約のようにこの契約金額の中でやってくださいということでは必ずしもなくて、むしろそこからどうやってどれだけ上げられるかというところを重視していくということですから、例えばこれまでもそうでしたけど、売り上げが大き

あがるとボーナスが出たりしますよね。そうしたことになっているので、指定管理料の場合ですね。とくにこういう料金をとる施設については、その部分がありますから、公契約のように、要するにこの通常の例えば土木工事のように、この金額の中でやってくださいという話とちょっと違うので、むしろその黒字が出たというか、より赤字が圧縮された分は持っていってもらおうという仕組みになっているというところで、一定の配慮をさせてもらっているということかなというふうに思います。

○委員（高原邦子）

企業努力とかそういったことも問われているのはわかるんですけど、指定管理料は直営よということを言われて、直営が一切皆さんの職員のサラリーとかそういったものも、あと休みとかいろんなものは勤務にならないように配慮しているじゃないですか、いろいろと。そういったものをそうやって言っている以上は、やはり指定管理のところだってしていかなければいけなくて、そもそも直営でやってもらいたいというところいっぱいありますよ。でも、直営だと本音言うと、市は全部雇って市の職員の身分にしてしまうと、いろいろ社会保険料から何からかかってくるがあるので、こういった過疎地域の指定管理受けてくださる方は少ないわけですよ。それなのに企業努力でお前たちやれよなんて言って。指定管理料は見直さない、そのままやれという態度だとやっぱりさっき言ったように3年経ってまた辞め、3年経って辞めというようなそういった施設がこれから増えていくのではないかと思うので、私は指定管理は違うとかとおっしゃいますけど、公契約法の中に指定管理も入っているのだから言っているわけなので、そのへん市長どうなんですか。指定管理だけは公契約法、土木とかそういうものは違うから関係ないと言うんだったら、条約からしっかりとそのへんうたっておくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

関係ないということではなくて、公契約条例の適用になってほかのいろんな労働者保護なり契約の当事者の保護というのは当然対象になるんですが、指定管理料の算定という観点の中でいくと、直営を上限にしていますから、そうなれば例えば市が直営でやった場合は、きちんと市の所定の人件費なり、そういったかたちで委託をしたり、部分的に委託をしたり雇ったりということをベースにしていますので、あくまでも指定管理料の算定ということですから、公契約と関係ないわけではなくて、今は指定管理料の算定の議論として申し上げているとこういうことでございます。

○委員（高原邦子）

算定の議論の中にやっぱりこうやって決めていく以上は変えていったほうがいいんじゃないんですかということを行っているんですよ。算定のときはそういうのはありませんとかというのではなく、やっぱり指定管理のところ働いている方々のそういった

労働条件とかそういったものもよくなっていくことは大切だし、本当に難しいところがありますので、ぜひせっかく条例つくるならいろんなところに考え方をいれていっていただけませんかというんですが、算定とかそういうのは入れないと。入れる必要がないということは、またちょっと私も考えてみますけど、ちょっと納得がいかないかなと思っていますけど、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

入っていないのではなくて、あらかじめ入っているという考え方なんですけど。あらかじめきちんと市が直営でやるときには当然配慮をしているので、配慮したうえで算定されたのがこの金額で、それ以上に利益があがった場合は、よりそれよりも高いボーナスが出たりということになっているということです。これは当然それを踏まえたうえでの金額であるとそういう話でございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第28号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。12時をまわっておりますが、このまま総務委員会は続けさせていただきたいと思っております。

（ 休憩 午後0時01分 再開 午後0時03分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案18号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第18号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは議案第18号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。最終ページにあります要旨のほうをごらんください。

今回の改正につきましては、飛騨市スポーツ施設において市民のニーズにあわせ、有効利用するため飛騨市市営プール以外の施設を無休とするものでございます。具体的に申し上げますと、現在、毎週月曜日が定休日となっておりますが、月曜日も営業日とするものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日からとなります。

以上簡単ですが、説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第18号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案19号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第19号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは議案第19号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。これも最終ページにあります要旨のほうをごらん願いたいと思います。今回の改正は、飛騨市稲越運動広場のテニスコートは、スポーツ施設としての機能を果たしていないことから、隣接しますゲートボール場を含めたゲートボール場へと拡張整備をしたことに伴いまして、使用料等を定めるため改正するものでございます。具体的に申し上げますと、老朽化したテニスコートにつきまして利用実績がほぼないことから、地元からの要請を受けまして、今回テニスコートをゲートボール場に整備し、その使用料を定めるものでございます。

なお、料金の設定につきましては、他の屋外ゲートボール場の金額と同額にしておるところでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

ゲートボール場へと利用する方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。テニスやる方がいないので、それでゲートボールのほうというのは理解できるんですが、どのくらいの方が稲越ではやっていたらっしゃるんですか。

□スポーツ振興課長（大始良透）

正確な人数までは把握しておりませんが、こちらにつきましては、昔の上稲越、下稲越地区の「ゆみね会」という団体の方がゲートボールのほうをいただいているというところで把握しています。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第19号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案29号 指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）

●委員長（住田清美）

続きまして、議案第29号、指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）を議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは議案第29号、指定管理者の指定について（飛騨かわいスキー場）についてご説明を申し上げます。

まず、1、施設の名称につきましては、飛騨かわいスキー場。

2、指定管理者となる団体の名称につきましては、飛騨市河合町角川324番地、株式会社 飛騨ゆい 代表取締役社長 中畑 広一（なかはた ひろかず）でございます。

3、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。

それでは、お手元に配付しております資料の私どものページです。19ページになりますが、よろしいでしょうか。横長の表7の部分でございます。

この表7につきましては、管理運営をしますうえでの具体的提案の部分となりますので、こちらのほうで説明したいと思います。同ページ中ほどにあります、2の①利用促進の方策が有効かつ有効性のあるものであること。A欄の提案としまして、基本方針を市民ファミリースキー場と定め、明確化しますと示されております。

また、いわゆるオフシーズン、グリーンシーズンの利用促進のため、クアオルトウオーキングやノルディックウオーキングの利用に取り組むこと。アウトドア利用の目的で100坪レンタルエリアを創設するなど、今までにない取り組みが今回提案されているところでございます。

また、2つ下の②のB欄でございますが、現在、別々に開設してありますチケット売り場、レンタル受付、スキースクール受付をセンターハウスに一元化することでお客様の動線をスムーズにすること。

また、お客様のスキーやボードを保管するスペースを提供することでリピーターの利便性を高め、ファンの獲得に寄与することなどが提案されているところでございます。

さらに、その下の欄でございます。スキースクールなどの各種団体と連携しまして、大会等の便宜を図ること。そして、雪匠組やインター・ビーイングなどと連携した企画を立ち上げ、利用促進を図る旨、提案されているところでございます。

20ページをお願いいたします。上から2つ目のB欄でございます。

関係法令に基づいた運営に必要な人員が配置と適正な措置が講じられているというところでございますが、今後5年間に現在のスタッフが高齢化することから、若手人材の育成に取り組み、中長期的に持続可能な運営体制を構築しますと提案されているところでございます。

さらに、同ページの一番下の欄でございます。既存スタッフによります惰性的な運営を改善するため、令和4年度からはスキー場の経営と現場を管理・監督する従業員の地位の入れ替え等を行いまして、積極的な若手起用を行いますと提案されているところでございます。

21ページのほうをよろしくお願ひいたします。一番上の③コスト削減の方策が適切であることでは、組織改編によります各種仕入れの効率化のほか、電力削減の提案、そして12月における営業日の見直し、飲食施設の営業時間で見直しなどより、効率的なコスト削減案が提案されているところでございます。

次にページ中ほどにあります①市民がスポーツに関心を持ち、誰もが自由にスポーツ活動に参加できる環境を整備する提案でございますが、ウインタースポーツから離れていたカムバックスキーヤーが来場しやすいよう、レンタル料金の充実を図ること、先ほどもありましたグリーンシーズンの取り組みがここで重ねて提案されているところでございます。

22ページをお願いいたします。⑤市民以外の集客増加につながる取り組みについてですが、500円程度で入場できる雪で遊べるエリアの新設や、ドーム付きムービングベルト、これは動く歩道のような設備でございますが、こういった施設の導入について提案がされているところでございます。

以上、特徴のある取り組み、提案についてご説明申し上げましたが、全体を通じての点数は56.25点となりまして、基準点の25点をクリアしているところでございます。

最後になります、24ページをごらんください。こちらのほうは指定管理期間中の収支計画書になります。

最下段に指定管理料が記載されております。いずれの年度も1,014万4,000円となりまして、市が示しました指定管理料と同額となっているところでございます。

以上、総合的に判断しまして、株式会社飛騨ゆいを飛騨かわいスキー場の指定管理者として指定するものでございます。

少し走った説明ですが、説明を終了します。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第29号は原案のとおり

可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長 (住田清美)

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午後0時13分 再開 午後0時14分)

◆再開

●委員長 (住田清美)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案20号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に議案第20号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長 (中畑和也)

議案第20号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、大容量化した電池への短時間充電を実現するため、急速充電設備の電圧電流値を引き上げる必要があり、国の省令で電気自動車用急速充電設備の火災予防上の安全基準を改正したため、市条例も準則に従って改正するものです。

この改正により直接的な市民への影響はありませんが、電気自動車の普及により急速充電設備の設置も増える可能性があり、観光客等の利便性や火災予防上の安全性が確保されます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

4ページをごらんください。第11条の2、急速充電設備、語句の変更と急速充電設備の全出力を50キロワットから200キロワットまで拡大する。火災予防上の必要な処置としまして、1号、機体本体の建物からの離隔距離の確保、13号、コネクタの不時の落下防止措置、14号、充電用ケーブルの冷却液の漏れ対策、冷却液の異常の自動検知、自動停止。15号、閉開器異常の自動検知、自動停止。16号、(イ)(ウ)(エ)

蓄電池の温度、制御機能異常の自動検知、自動停止が追加されたものです。

施行日は令和3年4月1日といたします。よろしく申し上げます。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

この設備というのは、例えば道の駅にあるものとか、そういうところにあるもので、家庭のほうには今後もここまで普及していくようなものなんでしょうか。

□消防長（中畑和也）

今、質問がありましたものですが、急速充電設備に関しましては、現在50キロワット以下のものですが、それが飛騨市内には3カ所あります。そのうち、ホームページに記載されているものが2カ所で、道の駅にあるものです。古川町、神岡町の道の駅にあるものです。もう1つは東京大学のほうの方がつかってみえるようなものであります。家庭用にありますような普通のものではなく、急速充電設備のあるものということになります。普及につきましては、多分住宅にはまだ入らないと思います。

●委員長（住田清美）

ほかにございませんか。

○委員（籠山恵美子）

その3カ所の50キロワットのものを200キロワットのものに切り替えていくということなんですか。

□消防長（中畑和也）

これも実際に切り替えるかどうかはわかりませんが、200キロまで新しく設備をつくれるということです。今、既存のものに関しましては、火災予防上の設備ができておりませんので、このままワット数だけをあげるということではできません。

●委員長（住田清美）

ほかには質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。議案第20号は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告する

ことに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここで、お諮りします。

ただいま議決しました19案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長 (住田清美)

以上をもちまして、第2回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 午後0時19分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 住田清美